

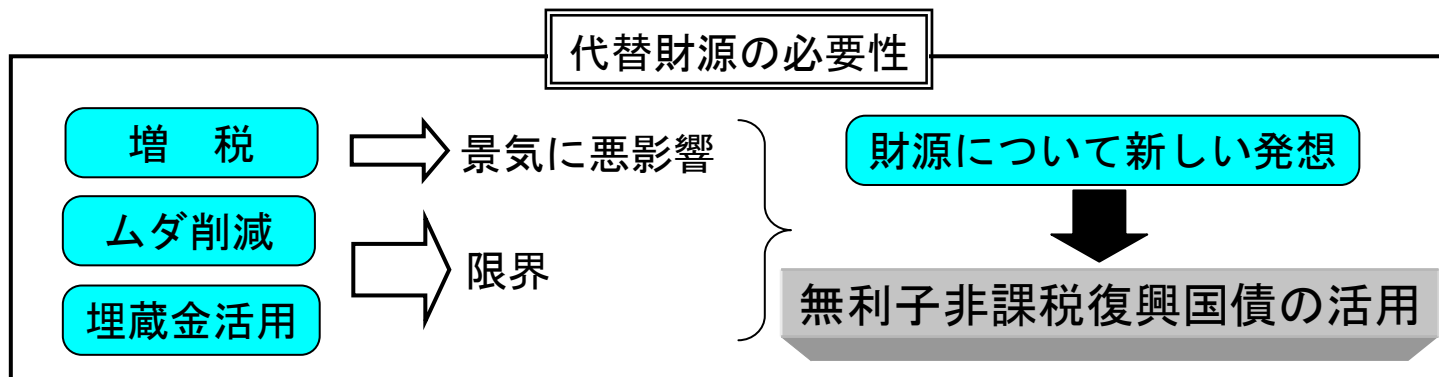
# 無利子非課税復興国債について

平成23年8月4日  
国民新党・新党日本

## 無利子非課税復興国債発行の必要性とその意義

### 【財政状況の現状認識】

- 平成 23 年度予算は、前例のない国債発行規模になると見込まれる。
- 来年度以降も、復興や経済対策、社会保障等の更なる歳出圧力の高まりが予想される。
- 国債発行残高は 667 兆円、更に国債に依存すれば我が国財政は悪化の一途を辿る。



### 無利子非課税復興国債の意義

- 既存の国債のような利払費が不要
- タンス預金等の資金を活用（生前贈与、景気対策）し、消費拡大や景気回復に寄与
- 増税によらない財源として経済成長を加速し、財政再建にも貢献

## 無利子非課税復興国債に向かうと想定される資金

本スキームにより、無利子非課税復興国債に向かうと想定される資金は、次のような財産である。

### ○タンス預金：44兆円

(2010年、第一生命経済研究所・熊野英生首席エコノミスト推計)

➤ 退職されており、有効活用されていない。

### ○高齢者（70歳以上）保有金融資産：369兆円

(総務省「家計調査」日銀「資金循環統計」より試算)

➤ 被相続人の高齢化が進んでおり、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況。

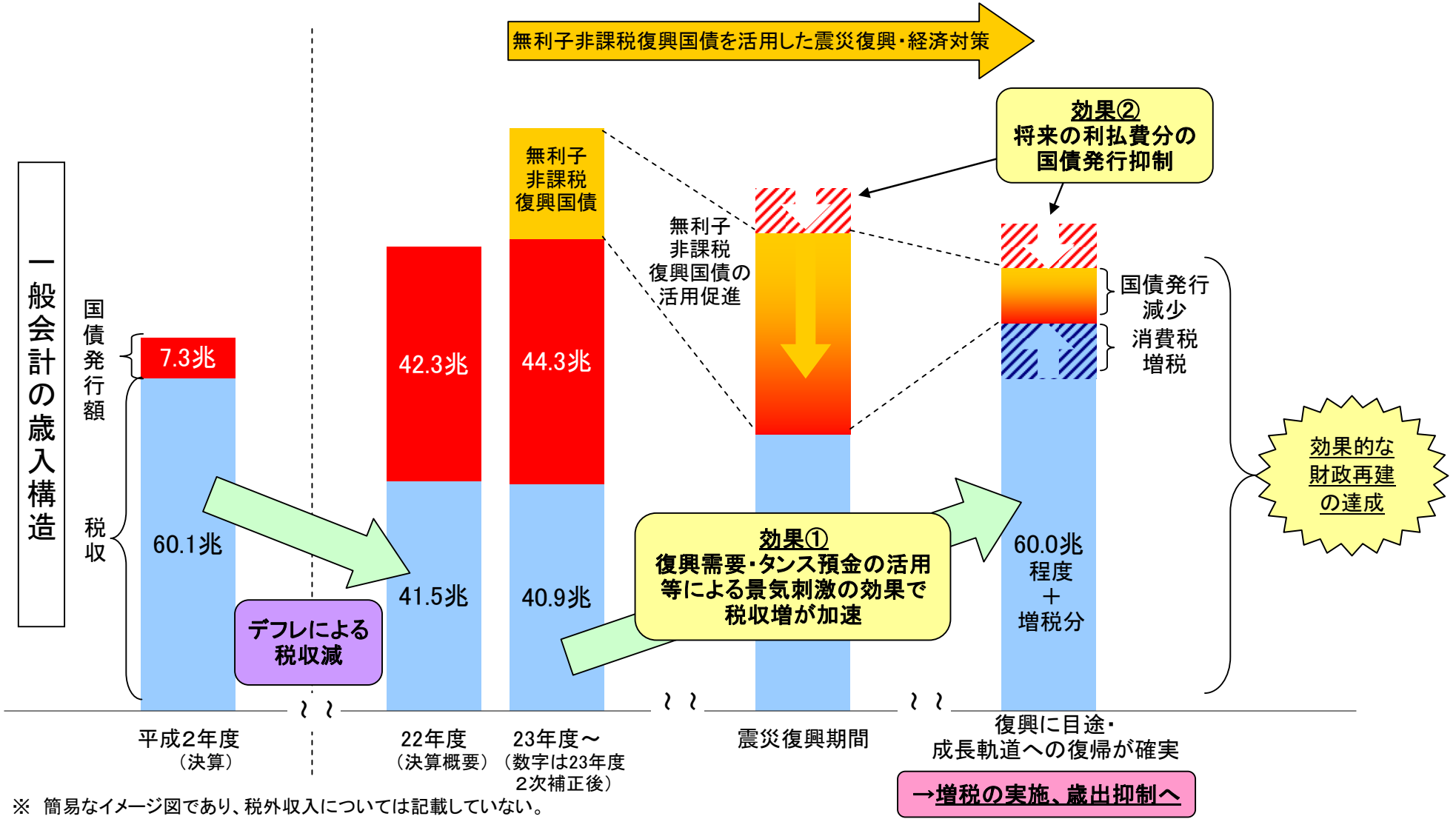
### ○特例民法法人保有財産：62兆円（正味財産20兆円）

(内閣府「特例民法法人に関する年次報告」)

➤ こうした財産の活用も考えられる。

# 無利子非課税復興国債の活用による経済成長と財政再建への貢献

- ・ 増税ではなく無利子非課税復興国債により財源を確保し、震災復興、経済対策を積極的に行う。
- ・ 増税は、復興の目処がつき、成長軌道への復帰が確実になった段階（税込 60 兆円程度）で行う。



※ 簡易なイメージ図であり、税外収入については記載していない。

## 無利子非課税国債に関する財務省の指摘とその指摘に対する反論①

## 【財務省の指摘】

○富裕層に相続税負担を軽減する手段を与えることの公平性

○マネー・ロンダリング対策との関係

○株式や土地が売却されて無利子非課税国債が購入される場合の市場・経済への影響

○こうした特殊な国債の発行が内外の市場での国債の信用に悪影響をもたらすおそれ

## 【反論】

○未曾有の国難に対する例外措置。また、当該国債は相続税の課税対象(1/2)とすることにより、課税の公平性の確保に一定の配慮。【資料⑥参照】

○およそ犯罪に類する金融行為は、司直の手で厳格に対応すればよい。  
○無税資金の当該国債への流入を防止する観点から、租税回避防止措置等を組み込めばよい。【資料⑥参照】

○既存市場等への影響は、新金融商品を導入する場合、共通して生じ得る一般的な問題である。  
○当該国債の発行額は3年間で20兆円程度であり、マーケットへの影響は僅少と考えられる。  
○個人の国債保有促進は、財務省の政策とも一致。  
○当該国債は税制上の特典が最大の特徴であり、資産運用目的の市場とは異なる。

## 無利子非課税国債に関する財務省の指摘とその指摘に対する反論②

## 【財務省の指摘】

○「無利子ゆえに失われる利子収入」よりも「軽減される相続税額」の方が大きい者が主として購入すると想定され、国の財政収支はその分悪化する。

○現在、国債の発行・消化は総じて円滑に行われている。

## 【反論】

○相続税収減収分は、経済効果でカバー。【資料⑦参照】

○当該国債は、利払費不要、消費拡大や景気回復に寄与、増税によらない財源として経済成長の加速や財政再建にも貢献。

○既存国債にない商品性を持つ当該国債の発行は、財務省の個人の国債保有促進という政策にも貢献。

# 無利子非課税復興国債を利用した若年層への資産移転スキーム（案）

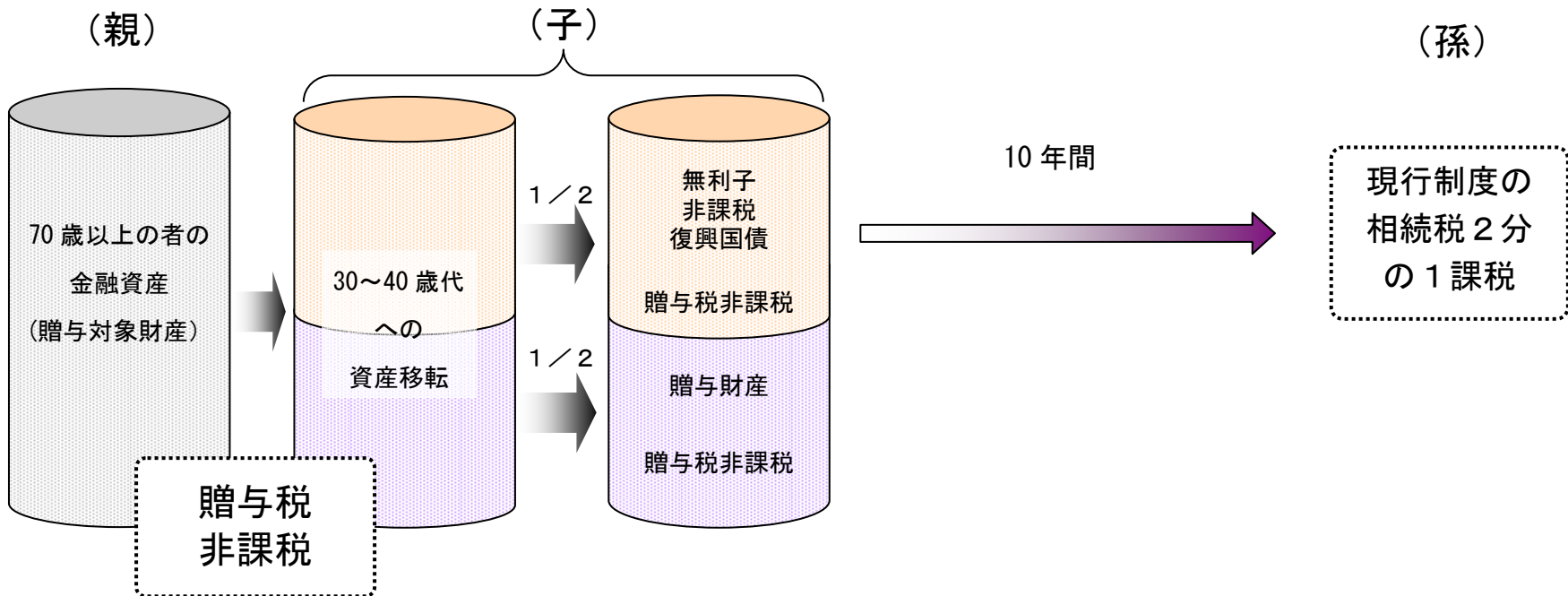
## 贈与時

- 70歳以上の者から30~40歳代の者へ贈与
- 3年間の時限措置として贈与税非課税
- 贈与財産のうち、2分の1は無利子非課税復興国債（償還期間10年）とし、残り2分の1は現金とすることを義務付け
- 贈与された現金は、贈与後3年以内に消費するものとし、その間、毎年消費状況について領収書等を添付し、課税当局に提出
- 3年以内に消費しない場合には、遡って贈与税課税

## 相続時

- 無利子非課税復興国債相当分については、相続税を2分の1課税

- 未曾有の国難に対する例外措置。また、当該国債は相続税の課税対象(1/2)とすることにより、課税の公平性の確保に一定の配慮。
- 無税資金の当該国債への流入を防止する観点から、租税回避防止措置等を検討。



国民新党案では相続税収減少分を経済効果でカバー

現行制度による相続税収



その他の増収等が相続税減少分を上回り、財政収支は、むしろ改善する。

・相続税収 3.3兆円

差額 1.9兆円

国民新党案によるメリット



1/2

1/2

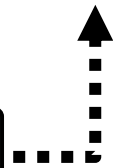


・国債利子節約額 2.2兆円 (10年債の金利1.1%と仮定)

・政府支出が増加することによる増収増分 (10年間) 1.8兆円

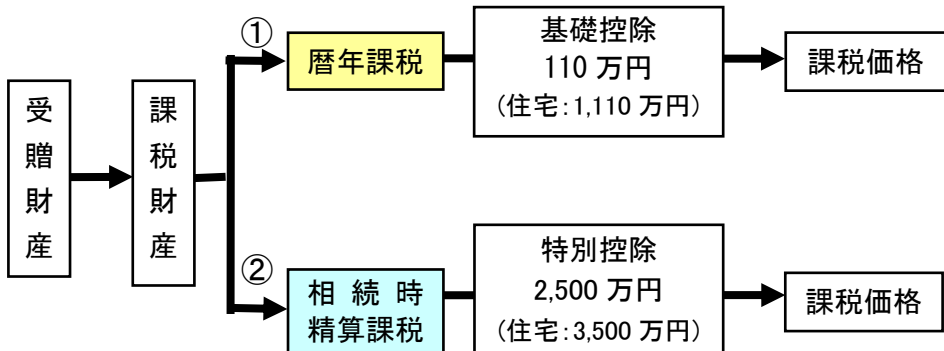
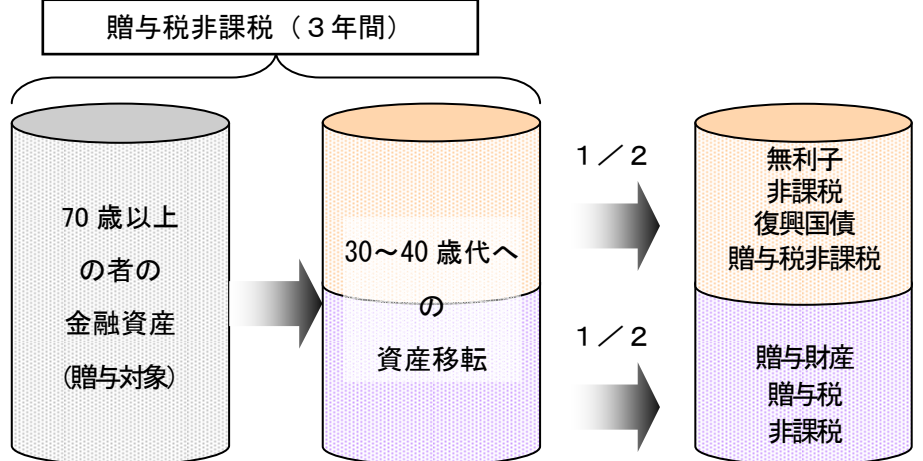
・消費に回る (※) ことによる増収増分 (10年間) 1.3兆円 (※ 消費へ回ると期待される額 (10年間) 14兆円)

5.3兆円



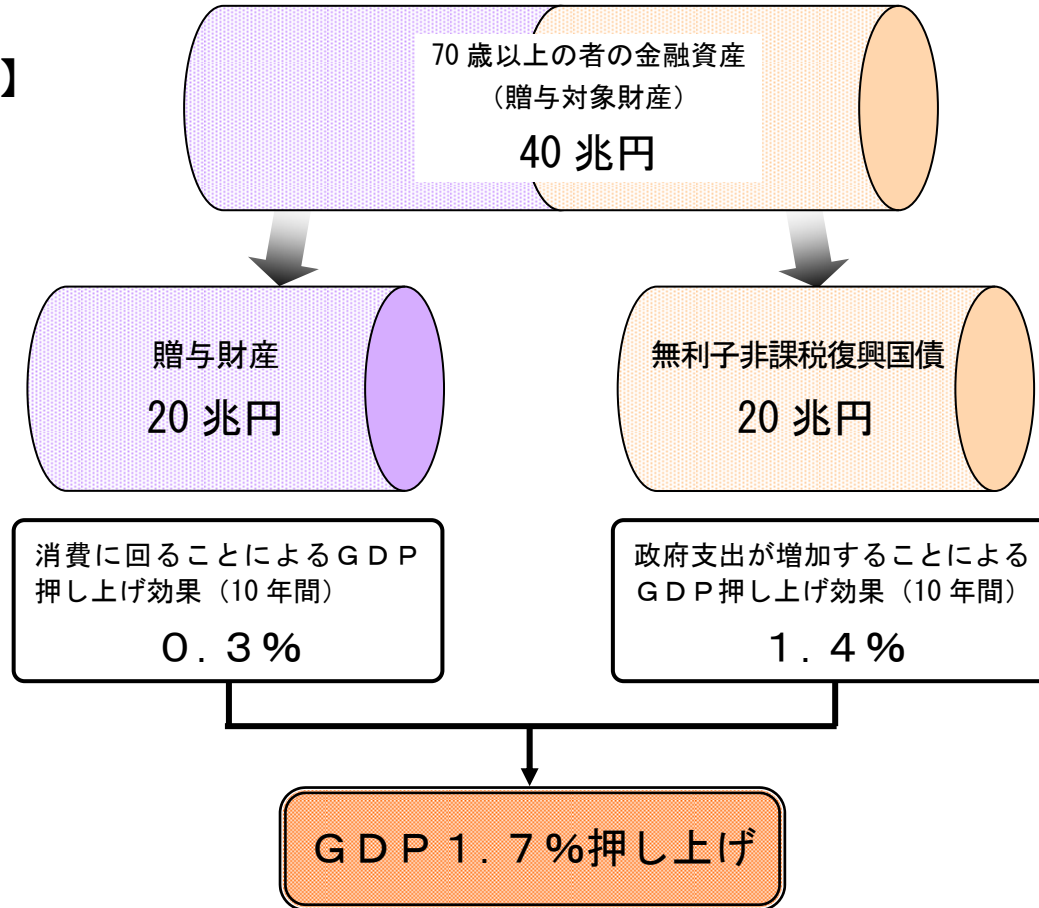


**現行の生前贈与に係る税制措置よりも生前贈与の促進効果あり**

現行の生前贈与に係る税制措置	国民新党案
	
<p>【税額の比較】 親から子1人に対し5億円（相続財産全額）の資金を贈与した場合</p>	
<p>① 暦年課税（基礎控除110万円の場合）          贈与税： <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2億4,720万円</span>          相続税： なし</p> <p>② 相続時精算課税（特別控除2,500万円の場合）          贈与税： 9,500万円          相続税： 7,800万円 } 合計： <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1億7,300万円</span></p>	<p><b>贈与税：非課税</b></p> <p><b>相続税：なし</b></p>

復興財源を増税又は無利子非課税復興国債に依存した場合のGDPに与える影響（仮定計算）

【無利子非課税復興国債の場合】



【増税の場合】

財務省によれば、復興債償還財源のうち、10兆円を増税によった場合  
GDP 2%押し下げ